

社会福祉法人
すこやか 理事長 殿

奈良県福祉医療部長

令和5年度社会福祉法人及び施設に対する指導監査の結果について（通知）

このことについて、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第46条に基づき貴法人及び下記施設に対し指導監査を実施したところ、特に文書で報告すべき改善事項は認められませんでした。当日係員が指導助言した別添の内容について、今後の業務運営の改善に向けて取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

1 施設名 保育所 すこやかな空くれよん保育園

監査指導室 監査一係

TEL : 0742-27-8507 FAX:0742-24-1616

別添

《社会福祉法人 すこやか》について

<口頭指摘事項>

【法人運営について】

1. 理事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、理事会で候補者を選任するまでに法人において確認してください。
(社会福祉法第44条第1項により準用される社会福祉法第40条第1項、社会福祉法第44条第6項)
2. 監事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、理事会で候補者を選任するまでに法人において確認してください。
(社会福祉法第44条第1項により準用される社会福祉法第40条第1項、社会福祉法第44条第2項、第7項)
3. 理事長及び業務執行理事は、理事会において毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上職務執行に関する報告を行い、報告内容を議事録に記載してください。
(社会福祉法第45条の16第3項、定款第19条)

【会計経理事務について】

1. 注記事項（9 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高）について、計算書類の金額と一致しないため是正してください。
※構築物、器具及び備品
(社会福祉法人会計基準第29条、社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い20から24まで、別紙1、別紙2、社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項25の(2)、26)

<助言内容>

【法人運営について】

1. 常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するため、法人が行う福祉サービスについて、第三者評価の受審及び結果の公表やサービスの質の向上を図るための措置を講じてください。

【会計経理事務について】

1. 寄附の受入に係る内規について、ホームページ等での公開を検討してください。
2. 寄附金収入にかかる領収書には、税法上の特例措置(所得控除)の適用がある旨を記載してください。

《すこやかな空くれよん保育園》について

<口頭指摘事項>

【労務管理について】

1. 給与規程に一部不備があるため適正に整備するとともに、その運用にあたっては同規程を遵守してください。
※早出手当について給与規程に追記してください。
2. 通勤手当について、職員からの届出に基づき、管理者による額の認定事務処理及び承認を行ったうえで支給してください。

【利用者の処遇について】

1. 定期の健康診断等に対する対策を適切に実施し、園児の健康状態の把握に努めてください。
※健康診断で使用する体重計は計量法に基づく精度管理のため、取引証明用の「はかり」（検査証印もしくは基準適合証印のある体重計。2年ごとに県が実施する定期検査を受診した検査証の貼付されているもの）を使用してください。

【給食について】

1. 離乳食、3歳未満児食、3歳以上児食、アレルギー除去食等について、施設長が事前に決裁した献立に基づき行ってください。
2. 手作りおやつについて、検食を実施してください。
3. 施設設備について、衛生的に管理してください。
※ねずみの駆除を半年に1回以上発生を確認したときにはその都度）実施し、記録してください。

【災害防止対策について】

1. 避難確保計画に基づき避難訓練を実施した際は、訓練実施後概ね1ヶ月以内を目安に田原本町に訓練結果を報告してください。

< 助言内容 >

【利用者の処遇について】

1. 感染症及び災害が発生した場合に、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供するための対策を行ってください。
 - ①職員等に対して感染症発生を想定した研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施し、その内容について記録してください。
※感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の研修（訓練）と一体的に実施することも差し支えない。
 - ②職員等に対して災害発生を想定した研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施し、その内容について記録してください。
※非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。
 - ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行ってください。